

注 文 書

発注者

名取市長 山田 司郎

【件 名】

第 3 0 号 閑上東ポンプ場修繕他 2 業務

【場 所】

名取市 閑上東一丁目地内 他

【概 要】

- ・ 閑上東ポンプ場
汚水ポンプ及び電動機工場整備 N = 2 台
部品交換 一式
- ・ 閑上中継ポンプ場
汚水ポンプ工場整備 N = 2 台
部品交換 一式
- ・ 堀内中継ポンプ場
自家発電設備消耗部品交換 一式

【履行期間】

契約締結の翌日 より 令和 8 年 3 月 2 5 日

【契約保証金】

徴収

【支払条件】

前払い金 あり
出来形部分払い なし

【添付書類】

位置図
特記仕様書
金抜設計書
図面

関上東ポンプ場修繕他2業務 位置図



第 3 0 号
閑上東ポンプ場修繕他 2 業務

特 記 仕 様 書

令和 7 年 6 月

名 取 市 建 設 部
下 水 道 課

目 次

第1章 総 則	1
§ 1 適 用	1
§ 2 疑義の解釈	1
§ 3 製作の着手	1
§ 4 準拠規格	1
§ 5 工事の中止	2
§ 6 施工監理	2
§ 7 工事用地及び物件	3
§ 8 工事中の安全管理	4
§ 9 工事用仮設	4
§ 10 検 査	5
§ 11 諸法令の遵守	5
§ 12 特許権等	6
§ 13 提出図書	6
§ 14 施設の保全	6
§ 15 付属品及び予備品	6
§ 16 荷作り及び輸送	7
§ 17 試 運 転	7
§ 18 保証期間	7
第2章 修繕設備	8
§ 1 閑上東ポンプ場	8
§ 2 閑上中継ポンプ場	8
§ 3 堀内中継ポンプ場	8

第1章 総 則

§ 1. 適 用

本仕様書は、閑上東ポンプ場修繕他2業務に適用する。

本仕様書は、基礎的事項について記載したものであり、その性能、能力等については、基本条件を十分満足することはもちろん、経費節減についても考慮されたものであること。

本工事期間中は、原則として通常運転で行うものとするが、工事の都合上、停止期間が生じることがあっても、工法、工程を工夫して通常運転が可能なように計画することとし、必要に応じて運転方法の変更、仮設設備設置等により処理を継続することはもとより、既存設備から新設備への運転切替が滞りなく行えるよう工事を計画すること。

なお、本仕様書は、本工事の基本内容について定めているものであり、本仕様書及び設計書に明記されていない事項であっても本工事の目的達成のため、当然必要な設備、装置又は工事の性質上当然必要と思われるものについては、記載の有無にかかわらず受注者の責任において完備しなければならない。

§ 2. 疑義の解釈

工事受注者（以下「受注者」という）は設計書及び仕様書に関して疑義が生じた場合は全て監督職員の指示に従うこと。

受注者は本仕様書、設計書及び図面に明記されていない事項であっても工事上当然必要な事項に関しては受注者の負担においてこれを施工すること。

§ 3. 製作の着手

受注者は契約後、監督職員と施工打合せを行い詳細な実施施工図書を作成し、監督職員の承諾を受けた後製作施工に着手すること。

§ 4. 準拠規格

準拠すべき規格及び基準は次の通りとする。

- (1) 日本工業規格（JIS）
- (2) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (3) 電気規格調査会標準規格（JEC）

- (4) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- (5) 電線技術委員会標準資料 (JCS)
- (6) 内線規程 (日本電気協会)
- (7) 電気設備技術基準 (通商産業省令)
- (8) 内線規定 (電気技術基準調査委員会)
- (9) コンクリート標準示方書 (土木学会 2002)
- (10) 鉄筋コンクリート構造計算規準, 同解説 (日本建築学会 1999. 11)
- (11) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準, 同解説 (日本建築学会 2001. 1)
- (12) S I 単位版 鋼構造設計基準 (日本建築学会 2005. 9)
- (13) 機械製図基準 JIS ハンドブック 5 (日本規格協会)
- (14) 電気記号 JIS ハンドブック 7 (日本規格協会)
- (15) 空気調和・衛生工学会規格 (SHASE)
- (16) 国土交通省大臣官房長官営繕部機械設備工事共通仕様書
- (17) 国土交通省大臣官房長官営繕部機械設備工事標準図
- (18) 国土交通省大臣官房長官営繕部電気設備工事共通仕様書
- (19) 国土交通省大臣官房長官営繕部電気設備工事標準図
- (20) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- (21) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説

§ 5. 工事の中止

計画の変更、工事中の検査、関連工事との取合い、あるいは受注者が監督職員の指示に従わないとき、又は受注者に工事遂行能力がないと認めた場合には、この工事の一部又は全部について工事の中止を命ずることができる。この行為が受注者の責に基づく場合には監督職員はその責を負わない。

監督職員は必要ある場合設計変更を行う。ただし、軽微な設計変更については契約金の増減を行わない。

§ 6. 施工監理

- (1) 受注者は契約後、本市指定日以内に必要な手続きを履行すると共に次の書類を提出し、監督職員の承諾を得ること。

- イ．工事着手届
- ロ．工事工程表
- ハ．工事費内訳明細書
- ニ．現場代理人届
- ホ．主任技術者届
- ヘ．担当組織表
- ト．公共工事施工通知書

- (2) 資格を必要とする作業はそれぞれの資格を有する者が施工しなければならない。
- (3) 受注者は工事の施工に当たっては、付近の居住者に迷惑のかからぬよう公害の防止に努めなければならない。
- (4) 現場代理人は工事中現場に常駐し、監督職員の監督を受け施工管理、材料、機械の保管ならびに現場従業員の取締などに専念すること。又事件の処理に当たっては即決権を有すること。
- (5) 一旦承諾された現場代理人及び現場従業員といえども監督職員が不相当と認めた場合受注者は直ちに適任者と交替させること。
- (6) 受注者は工事の進展に伴い監督職員の指示に従い、次の記録報告を行うこと。
 - イ．就業労働者数報告
 - ロ．仕様機材報告
 - ハ．出来高報告
 - ニ．その他必要なもの
- (7) 受注者は施工に当たって関連業者との連絡を密にして工事の進捗を計るとともに工事限界部分については相互に協力し全体として欠陥のない設備とすること。

§ 7. 工事用地及び物件

- (1) 受注者が工事を行うため直接あるいは間接的に場内を使用する場合は、その使用範囲、目的、期間等について書面により事前に監督職員の承諾を受けること。
- (2) 受注者が監督職員から示された土地及び物件以外のものを使用する場合は、予め監督職員の同意を得て受注者の責任において処理すること。
- (3) 工事が完了し引渡し完了まで工事対象物の保管責任者は受注者とする。
- (4) 工事が完了した時は、受注者は速やかに不要材料及び仮設物を処分、もしくは撤去

し清掃しなければならない。

§ 8. 工事中の安全管理

- (1) 受注者は工事の施工に当たっては常に細心の注意をはらい労働安全衛生法規を遵守し、公衆及び従業員の安全を計らなければならない。
- (2) 工事中は所要の人員を配し、現場内の整理、整頓及び保安に努めなければならない。
- (3) 重要な工作物に近接して工事を施工する場合、予め保安上必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法等について監督職員と協議し、これを遵守しなければならない。
- (4) 火薬、ガソリン電気等の危険物を使用する場合には保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。
- (5) 火薬類を使用し工事を施工する場合は予め監督職員に使用計画を提出しなければならない。
- (6) 遣方、山囲、覆工、締切、排水等の仮設及び特に重量ものを扱う足場は堅固な構造としなければならない。
- (7) 工事現場へ一般の立ち入りを禁止する必要がある橋歩の監督職員の承諾を得てその区域へ適当な柵を設けるとともに立入禁止の標示をしなければならない。
- (8) 豪雨、高潮及び台風等により出水の恐れのある時は、受注者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させるとともに応急措置に対する準備をしなければならない。
- (9) 工事現場の秩序を保つとともに火災、盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

§ 9. 工事用仮設

- (1) この工事に必要な仮設物（詰所、工作物、材料置場、便所等）は全て受注者の責任において準備すること。
- (2) 仮設物の場合、設置については地主、付近住民との交渉を円滑に行い返還時には後始末等を確実に行之、後日苦情がないよう注意すること。
- (3) 場内に仮設物を設ける場合、監督職員の許可を受け指示に従い設置すること。
- (4) この工事に要する電気設備、電話設備等は受注者が用意し、料金を含めて負担するものとする。

§ 10. 検 査

検査は監督職員立会いのもとで次の種類とするが、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

(1) 工事検査

この工事に使用する主要な機器、材料については製作完了時当該工場において監督職員の立会検査を行う。

工場検査を受ける場合は検査実施予定日の一週間前に検査依頼書を監督職員へ提出し詳細打合せを行うこと。

(2) 施工検査

本特記仕様書あるいはあらかじめ監督職員の指示した個所など工事段階の区切等には監督職員の検査を受けなければ次の作業を進めてはならない。

(3) 竣工検査

イ. 工事完了に当たっては監督職員の竣工検査を受けるものとし、検査合格をもって受渡完了とする。

ロ. 竣工検査を受ける場合は当該区域を清掃整理し、監督職員に完成届を提出すること。

ハ. 竣工検査を受けるに当たっては、竣工図書 1 部を製本し監督職員に提出すること。

(4) 中間検査

イ. 工事完了後では確認または検査できない部分については、中間的に監督職員の検査を受けるものとする。

(5) 官公庁及び電力会社の検査及び手続き

官公庁及び地区電力会社の検査を受ける必要があるものについては、受注者がこれに要する申請書、届出書等を作成し、全ての手続きを代行するものとする。

ただし、手続書類は監督職員の承諾を受けること。尚、これらに要する費用はすべて受注者の負担とする。

§ 11. 諸法令の遵守

この工事現場の施工に当たっては諸官庁の命令指示、建設業法、労働安全衛生法職業安定法、建築基準法、電気事業法、消防法、騒音・振動規制法、P L法その他関係法規に違反しないこと。

§ 1 2. 特許権等

施工及び製作に特許事項を使用する場合は全て受注者の責任で行うものとする。

§ 1 3. 提出図書

本工事において、受注者は下記の工事関係書類を各 5 部提出すること。尚、これらに要する費用は受注者の負担とする。

契約後速やかに本仕様書及び設計図書に基づいて設計製作に関する詳細なる打合せを行うこと。技術的打合せの結果、本仕様書ならびに設計図書の多少の変更を行うことが出来る。

(1) 承諾書

- イ. 施工計画書
- ロ. 主要機器製造業者リスト
- ハ. 機器配置図
- ニ. 機器組立寸法及び製作図
- ホ. 施工図（機器基礎図，配管・配線図）
- ヘ. その他監督職員の指示するもの

(2) その他提出書類

- イ. 維持管理に必要な操作説明図書
- ロ. 各種機器取扱説明書
- ハ. 各種機器試験成績書
- ニ. 全設備完成図

§ 1 4. 施設の保全

この工事の施工に際し、建物・道路等を汚染し、又はこれらに損傷を与えたときは監督職員の指示に従い受注者の責任で完全に復旧すること。

§ 1 5. 付属品及び予備品

各機器は付属品及び予備品として特記仕様に記載されているものを付属する他、受注者において運転上必要と認めるものはすべて付属すること。

予備品は長時間の保存に適するよう厳重に包装し、内容品の種類及び数量を明記するほ

か保管上の注意事項を明記すること。又、本仕様書記載の有無に関わらず付属品、部品等については一年間の使用に耐える量を供給すること。ただし竣工前使用する設備の承諾品、部品等については全体竣工まで要する量を別途供給すること。

§ 1 6. 荷作り及び輸送

荷作りは厳重に施し、防湿を完全に行い、天地無用の品にはその旨を明記し適当なる転倒防止の方法を講じること。

§ 1 7. 試 運 転

- (1) 本仕様書でいう試運転とは、施設内に設置する機器等の据付、配管工事完了後に行う機器試運転から、実運転、引渡しのための性能試験運転までとする。
- (2) 試運転は、工事期間内に現場の状況等を勘案し、受注者が監督職員とあらかじめ協議の上作成した実施要領書に基づき、監督職員と受注者の両者で行う。
- (3) 受注者は、試運転期間中の運転日誌を作成し、提出しなければならない。
- (4) この期間に行われる調整及び点検には、原則として監督職員の立会を要し、発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を監督職員に報告する。なお、補修に際して監督職員の指示する項目については、受注者は補修着手前に補修実施要領書を作成し、監督職員の承認を受けなければならない。

§ 1 8. 保証期間

本装置の保証期間は、正式引き渡しの日より 1 年間とするが、必要に応じて監督員と協議するものとする。保証期間中に生じた設計、施工及び材質ならびに構造上の欠陥による破損及び故障等は、受注者の負担にて速やかに補修、改造、又は取替えを行うこと。ただし、天災などの不測の事故に起因する場合はこの限りではない。

第2章 修繕設備

§ 1 関上東ポンプ場（汚水ポンプ：分解整備、部品交換）

1 目的

汚水ポンプ2台と電動機の工場整備（分解・清掃・点検・部品交換・組立・補修塗装、電動機コイル洗浄・乾燥・ワニス処理等）及び劣化した部品の交換作業である。

2 特記事項

本工事では、下記内容を実施するものである。

1) 新明和工業製 汚水ポンプ：2台（No.1、No.2）

CWF100GY-PG、 $26.6\text{m} \times 1.218\text{m}^3/\text{m} \times 1500\text{min}^{-1}$ 、 $15\text{kw} \times 200\text{V} \times 646\text{A}$

2) メカニカルシール交換：2台分

3) 水中ケーブル交換：2台分（動力用、検知用）

4) 吊上げチェーン交換：2台分

§ 2 関上中継ポンプ場（汚水ポンプ：分解整備、部品交換）

1 目的

汚水ポンプ2台の工場整備（分解・清掃・点検・部品交換・組立・補修塗装等）及び劣化した水中ケーブルとスライディングガイドの交換作業である。

2 特記事項

1) 荏原製作所製 汚水ポンプ：2台（No.1、No.2）

150DSCF、 $12\text{m} \times 2.6\text{m}^3/\text{m} \times 1000\text{min}^{-1}$ 、 $11\text{kw} \times 200\text{V} \times 47.6\text{A}$

2) ケーブル交換：2台分（動力用 4芯・3芯、検知装置用）

3) スライディングガイド交換：2台分

§ 3 堀内中継ポンプ場（自家発電設備消耗部品交換）

1 目的

自家発電設備の消耗部品交換作業である。

2 特記事項

1) 消耗部品交換（潤滑油、冷却水、潤滑油エレメント、燃料エレメント）

－ 特 記 仕 様 書 －

施 工 条 件 明 示 書

工事番号	第30号	工事名	関上東ポンプ場修繕他2業務		事務所名	建設部下水道課				
項 目		条 件	内 容			施 工 方 法		備 考		
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。								
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置										
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」		☐	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)							
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)		☐	契約工期初日以降、〇〇日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1－1－4によること。							
(3) 上記以外		☒	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手							
		上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html								
3 特例監理技術者の配置										
		☐ 対象	☒ 対象外	建設業法第26条第3項ただし書の規程を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置。 特例監理技術者を対象とする場合は下記によるものとする						
1 特例監理技術者を配置する場合は以下の(ア)～(サ)の要件を全て満たさなければならない。 (ア)本工事の現場施工に着手する日までに、建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 (イ)監理技術者補佐は、一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行予定)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (ウ)監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (エ)同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。 (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。))については、これら複数の工事を一の工事とみなす。) (オ)特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事を所管する土木事務所(地域事務所)管内及び隣接土木事務所(地域事務所)管内の宮城県内で施行される工事でなければならない。 (カ)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (キ)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (ク)監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 (ケ)専任補助者を配置しない工事であること。 (コ)維持管理業務同士は兼務できない。 ※24時間体制で応急処理工や緊急巡回等が必要な業務等 (サ)配置技術者の追加専任を必要としないもの。 2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項を提出すること。 3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORIINS)への登録を行うこと。										
4 積算基準及び設計単価の適用期日										
(1) 積算基準及び設計単価の適用について		☒ ある	☐ ない	積算基準及び設計単価は、令和7年6月の基準及び単価としている。						
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更		☒ ある	☐ ない	本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 ただし、災害に伴う応急仮工事など緊急を要す工事において、積算月と契約月が同月となる場合など、工事請負契約締結後における設計単価の変更が必要ないと判断される場合においては、適用「なし」を選択することも可能とし、その場合は下欄にその理由を記載する。						
				適用「なし」 の理由						
5 工程関係										
(1) 関連工事による施工時期の調整		☒ ある	☐ ない							
(2) 施工時期による制限		☒ ある	☐ ない							
(3) 関係機関等との協議の未成立		☒ ある	☐ ない							
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加		☒ ある	☐ ない							
6 公害対策関係										
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限		☒ ある	☐ ない	各関係法令、条例による						
7 安全対策関係										
(1) 交通安全施設等の指定		☒ ある	☐ ない	保安施設設置計画書による						
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限		☒ ある	☐ ない							
8 排水工関係										
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性		☒ ある	☐ ない							
9 建設副産物対策関係(建設発生土)										
(1) 建設発生土の処理・処分について		本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、協議を行うこととする。								
				処理・処分する場所		処理・処分方法		距 離	制 限 時 間	備 考
				名称		所在地				
(2) 建設発生土	処理・処分	☒ ある	☐ ない					km		

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)										
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について			下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。							
			処理・処分する場所		処理・処分方法		距 離		制 限 時 間	
			工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。							
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリート塊(有筋)	☐ ある	☐ ない				km	時 分 ～ 分	
		コンクリート塊(無筋)	☐ ある	☐ ない				km	時 分 ～ 分	
		アスファルト塊	☐ ある	☐ ない				km	時 分 ～ 分	
			☐ ある	☐ ない				km	時 分 ～ 分	
		その他	☐ ある	☐ ない				km	時 分 ～ 分	
(3) 再生材の利用			☐ ある	☐ ない	種類・数量					
11 現場環境改善			☐ ある	☐ ない	内容 現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。					
12 品質証明										
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象			☐ ある	☐ ない	請負工事が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－9および品質証明実施要領によること。					
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象			☐ ある	☐ ない	上記に該当せず、請負工事が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－9および品質証明実施要領によること。					
13 標準的な設計図書による発注方式			☐ ある	☐ ない	土木工事共通特記仕様書第3編1－1－14によること。					
14 資材関係										
(1) 生コンクリート			生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。							
(2) 購入土			購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。							
(3) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。			必須		1.植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。					
			☐ ある	☐ ない	2. 盛土材、埋め戻し材					
			☐ ある	☐ ない	3. その他()					
(4) 県内産製品の使用			☐ ある	☐ ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html					
(5) 現場吹付法枠工			吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。							
15 設計変更の手続き										
(1) 設計変更の手続きについて			設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1－1－14～1－1－16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。							
			詳細については、以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】」を参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html トップページ＞しごと・産業＞土木・建築・不動産＞建設業＞設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】							
16 その他										
(1) 舗装の下請制限について			☐ ある	☐ ない	土木工事共通特記仕様書第1編1－1－3によること。					
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無			☐ ある	☐ ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。					
(3) 三者会議の対象の有無			☐ ある	☐ ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－5によること。					
(4) 貸与資料の有無			☐ ある	☐ ない	本仕様書によるもののほか工事施工に關して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料(設計計算書、設計測量成果等の成果品、用地測量の成果品については、必要に応じて貸与する。)					
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無			☐ ある	☐ ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。					
(6) 法定外の労災保険の付保について			本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。							
(7) 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無			☐ ある	☐ ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。					

働き方改革・生産性向上に関する事項

項 目		条 件		内 容	
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無					
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事		☐ 対象	☒ 対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。「(簡易型(施工計画型))」、「標準型」、「高度型」の場合) なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。	
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)		☐ 対象	☒ 対象外	設計変更の積算法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。	
18 業務効率化					
(1) 工事情報共有システムの活用		☐ 対象	☒ 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。	
(2) 工事書類の簡素化の試行について		☐ あり	☒ なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。	
(3)ウィークリースタンス等の推進		本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)			

19 週休2日モデル工事の適用の有無				
(1) 週休2日モデル工事	☒ 対象	☒ 対象外	1. 週休2日モデル工事の対象工事の場合は、名取市「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。 なお、週休2日モデル工事の型式については、下記(2)のとおりする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、令和6年4月には、維持工事等も含めて、週休2日の確保を目指すことから、「週休2日モデル工事」での発注を原則とする。ただし、災害復旧工事など工事期間が限定されるなど確保が難しい場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。	
			実施困難工事の理由	工場製品による流量計を設置する標準工程が作業日数2日間程度であるためモデル工事としては適していない
(2) 週休2日モデル工事の型式	☒ 発注者指定型	☒ 受注者希望型	1. 発注者指定型の場合は、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が実施困難工事の場合は、当該項目も対象外となる。	
(3) 週休2日モデル工事の種別	☐ 現場閉	☐ 交替制	現場閉所型：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉鎖する。 交 替 制：現場閉鎖を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。	
(4) 週休2日モデル工事の区分	週休2日モデル工事の区分は「通期の週休2日」と「月単位の週休2日」に区分する。 当初発注においては「通期の週休2日」を指定、積算している。 [「通期の週休2日」：対象期間全体で、4週8休相当以上の休日を取得したと認められる状態。 「月単位の週休2日」：対象期間の全ての月において、4週8休以上の休日を取得したと認められる状態。]			
20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無				
(1) 女性活躍推進モデル工事	☒ 対象	☒ 対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。	
21 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無				
(1) 下請承認事務簡素化モデル工事	☒ 対象	☒ 対象外	実施に当たっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。	
22 建設現場の遠隔臨場に関する工事の適用の有無				
(1) 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事	☒ 対象	☒ 対象外	「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事(以下、「本試行工事」という。)」は、受注者における「段階確認に伴う待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は、『建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)』の内容に従い実施する。(事業管理課ホームページ https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/enkakurinjou.html) 本試行工事を対象とする場合は下記によるものとする。	
			1) 段階確認・材料確認、立会での確認 ① 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影した映像と音声スマートフォン向けのTV電話やWeb会議システムを利用しながら確認するものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。 ② 確認実施者が監督補助員の場合は、監督補助員は使用するPCにて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム(ASP)等に登録して保管する。(従来の立会資料の管理同様とする。)	
			2) 機器の準備 本試行工事に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、発注者側に準備している動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)や既に使用しているWeb会議システム等を含め詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。	
			3) 効果の検証 本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。	
			4) 費用 遠隔臨場に必要機器・通信費は標準積算基準の率計上に含まれる。	

東日本大震災に伴う特例制度

項 目	条 件		内 容	施 行 方 法	備 考
23 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用					
(1)労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。))について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。 1)共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 6.70% 2)現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 1.28% 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。		
(2)労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	○ある	●ない	本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
24 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更					
(1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある	●ない	下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。	受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。 1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積り書 6 その他、必要と思われる事項	
25 施工箇所が点在する工事の間接費の積算					
(1)施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある	●ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○)、□□地区(施工箇所○○)(以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
26 その他					
(1)土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある	●ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。 ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(2)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	○ある	●ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1		

特記事項

1 工事一般			
(1) 工事区間における対応	・公道通行時の法定速度の遵守、右左折時の安全確認の徹底に努める。 ・付近の環境に配慮し、粉塵対策として、工事区間内及び公道の清掃に努めるものとする。		
(2) 住民への配慮	・工事実施に先立ち、関係住民への事前説明(チラシ等の配布)の周知徹底すること。	監督職員と協議を行った上で、事前説明方法を検討し、工事中のトラブル発生の防止を図ること。	
(3) 現場内の管理	・現場内の管理を徹底し、事故を未然に防止すること。	諸法令を熟知し、現場に即した措置を講じること。	
(4) 周辺・近隣工区との調整			
(5) 連絡協議会			
(6) 交通誘導員			
2 建設副産物の処理			
(1) 建設副産物処理の報告	・本工事で発生した建設副産物等の処理については、設計計上されていないものに関しても「建設廃棄物処理計画書」を作成すること。	建設廃棄物等を処理した場合は「建設廃棄物等処理結果報告書」、「マニフェスト」、「処理状況写真」を提出のこと。	
(2) 建設副産物の取り扱い	・本工事において発生する建設副産物等の処理については、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書を作成し施工計画書に含めなければならない。	共通仕様書1-1~4に基づき施工計画書に明記すること。	
3 社会的貢献及び安全管理			
(1) 社会的貢献	下記の社会的貢献面で実施した場合は監督員へ報告すること。 1. 道路、河川、海岸等の環境保全を実施した。 2. 県立公園等及びその周辺の環境保全を実施し、動植物の保護等に取り組んだ。 3. 現場事務所、作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 4. 道路掃除等のボランティア活動に積極的に参加した。 5. 災害時に地域への援助・救援活動に積極的に参加した。 6. その他(例えば、毎年地域のために貢献していること)	・施工計画時点で実施を検討しているものについては、施工計画書へ記載すること。	
(2) 安全管理の創意工夫等	下記の安全管理面で実施した場合は監督員へ報告すること。 1. 安全管理に関する技術開発や、創意工夫に取り組んでいる。 2. 安全職場実現への取り組みが、工事関係者以外(労基署、警察署、住民)から評価されている。 3. 安全衛生管理活動を適宜実施した。 4. 供用道路上、海上航路上での事故防止、一般交通確保等のための工夫 5. ゴミの減量化、分別収集の工夫等	・施工計画時点で実施を検討しているものについては、施工計画書へ記載すること。	
4 一般施工			
(1) 段階確認	段階確認を受ける工種及び施工段階は、共通仕様書に記載のある事項と他請負者の判断が必要であると判断される事項を、事前に書面にて監督職員に提出すること。		
5 現場代理人の緩和措置			
(1) 現場代理人の緩和措置	この工事は、「東日本大震災に伴う復旧・復興工事等における現場代理人の常駐義務の緩和措置について」該当工事である。		
6 その他			
(1) 契約終了後の提出物	下記のとおりとする。 1) 施工計画書 2) 設計照査結果 これらについて、契約終了後速やかに提出を行うこと。	監督職員と協議の上提出すること。	
(2) 事前測量	契約後、早急に事前測量を実施し、成果を提出すること。 1) 施工に先立ち事前測量を実施し監督職員の確認を得ること。なお、設計内容と異なる場合は、速やかに監督職員と協議すること。 2) 事前測量の結果を、横断図にして提出のこと。紙ベース(仕様書と同じ計画線も入れる)による提出、及びCD-R等にSFC形式で保存したものを各1部提出すること。		
(3) 設計図書と現地の相違点	着手前調査において、本設計図書との相違点が確認された場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、対応を検討し書面で協議すること。		
(4) 詳細図・施工図	構造物等の変更・追加による図面は監督職員と協議のうえ請負業者が作成すること。変更設計に使用できる図面で数量も計上すること。なお、これに伴う費用は受注者の負担とする。		
(5) 竣工時提出資料	竣工時工事成果については、宮城県共通仕様書等に記載されているところであるが、下記のものについては紙面および電子データで提出すること。 ・出来形図(設計最終図面の設計数値に出来形数値を赤書きしたもの)		
(6) 共通仕様書、マニュアルについて	下記の内容について必ず確認すること。 1) 共通仕様書 : 令和 6年10月 1日以降適用 2) 土木設計マニュアル : 平成21年 7月 1日以降適用		

設計内訳書 (本01)

工事名	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	事業区分 工事区分	下水道 処理場・ポンプ場	数量・金額増減	摘要
処理場・ポンプ場									
			式	1					
機械設備工									
			式	1					
汚水ポンプ施設修繕工									
			式	1					
閑上東ポンプ場	汚水ポンプ:工場分解整備 2台								内 1号
			式	1					
閑上中継ポンプ場	汚水ポンプ:工場分解整備 2台								内 2号
			式	1					
堀内中継ポンプ場	自家発電設備:消耗部品交換								内 3号
			式	1					
直接工事費									
			式	1					
共通仮設									
			式	1					
共通仮設費(率計上)									
			式	1					
純工事費									
			式	1					
現場管理費									
			式	1					
工事原価									
			式	1					
一般管理費等									
			式	1					

設計内訳書 (本01)

[illegible]

一式当り内訳書

単価使用年月	2025.06
歩掛適用年月	2025.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	閑上東ポンプ場		汚水ポンプ:工場分解整備 2台					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ポンプ引上げ搬出、搬入据付試運転								単 1号
			台	2				
ポンプ工場整備費								単 2号
			台	2				
電動機工場整備費								単 3号
			台	2				
ポンプ交換部品費								単 4号
			台	2				
機械経費 (ラフタークレーン使用含む)								
			式	1				
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2025.06
歩掛適用年月	2025.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 2号	閑上中継ポンプ場		汚水ポンプ:工場分解整備 2台					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ポンプ引上げ搬出、搬入据付試運転								単 5号
			台	2				
ポンプ工場整備費								単 2号
			台	2				
ポンプ交換部品費								単 6号
			台	2				
機械経費 (ユニック車含む)								
			式	1				
合計								

一式当り内訳書

単価使用年月	2025. 06
歩掛適用年月	2025. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 3号	堀内中継ポンプ場		自家発電設備:消耗部品交換					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
整備費								単 7号
			式	1				
交換部品費								単 8号
			式	1				
合計								

2次単価表

単価使用年月	2025. 06
歩掛適用年月	2025. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 1号	ポンプ引上げ搬出、搬入据付試運転		単位	台	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
ポンプ引上げ搬出							単 9号	
			台	1				
ポンプ搬入据付試運転							単 10号	
			台	1				
合計								
単価							円/台	

2次単価表

単価使用年月	2025. 06
歩掛適用年月	2025. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 2号	ポンプ工場整備費		単位	台	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
分解、清掃、点検、部品交換 組立、補修塗装							単 11号	
			台	1				
合計								
単価							円/台	

2次単価表

単価使用年月	2025. 06
歩掛適用年月	2025. 06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 3号	電動機工場整備費		単位	台	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
電動機コイル洗浄、乾燥、ワニス処理			台	1			単 12号	
合計								
単価							円／台	

2次単価表

単価使用年月	2025. 06
歩掛適用年月	2025. 06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 4号	ポンプ交換部品費		単位	台	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
ケーブル (20m-4C)			個	1				
ケーブル (20m-3C)			個	1				
MT P ケーブル (20m)			個	1				
浸水ケーブル (20m)			個	1				
軸受 (上)			個	1				
軸受 (下)			個	1				
メカニカルシール			個	1				
シールリング			個	1				
ニロスリング			個	1				
ロックボルト (羽根車用)			個	1				
シム1.0 (隙間調整用)			個	5				
シム0.5 (隙間調整用)			個	5				

2次単価表

単価使用年月	2025. 06
歩掛適用年月	2025. 06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 4号	ポンプ交換部品費		単位	台	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
シール座金（ステータージグ用）			個	4				
シールワッシャ（点検プラグ用）			個	2				
シールワッシャ（オイルプラグ用）			個	2				
パッキン（ベルマウス用）			個	1				
Oリング			式	1				
鎖 10m			個	1				
ジャックル			個	1				
合計								
単価							円/台	

2次単価表

単価使用年月	2025. 06
歩掛適用年月	2025. 06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 5号	ポンプ引上げ搬出、搬入据付試運転		単位	台	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
ポンプ引上げ搬出			台	1			単 9号	
ポンプ搬入据付試運転			台	1			単 13号	
合計								
単価							円/台	

2 次単価表

単価使用年月	2025. 06
歩掛適用年月	2025. 06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 6号	ポンプ交換部品費		単位	台	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
Oリング								
			個	1				
スライディングガイド								
			式	1				
水中ケーブル (動力用 4芯 20m)								
			個	1				
水中ケーブル (動力用 3芯 20m)								
			個	1				
水中ケーブル (検知装置用 20m)								
			式	1				
合計								
単価							円/台	

2 次単価表

単価使用年月	2025. 06
歩掛適用年月	2025. 06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 7号	整備費		単位	式	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
油脂類交換、運転確認							単 14号	
			式	1				
合計								

2 次単価表

単価使用年月	2025. 06
歩掛適用年月	2025. 06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 8号	交換部品費		単位	式	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
ロングライフクーラント			ℓ	13				
潤滑油			ℓ	29				
潤滑油エレメント			個	1				
燃料エレメント			個	1				
燃料エレメント カバーパッキン			枚	1				
燃料エレメント ケースパッキン			枚	1				
側蓋パッキン			枚	2				
消耗資材			式	1				
合計								

3 次単価表

単価使用年月	2025. 06
歩掛適用年月	2025. 06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 9号	ポンプ引上げ搬出		単位	台	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
設備機械工			人					
普通作業員			人					
合計								
単価							円/台	

單僱使用年月	2025. 06
步掛適用年月	2025. 06
勞務調整係數	1. 000-00000 0. 0 0

- 15 -

3 次単価表

單價使用年月	2025.06
步掛適用年月	2025.06
勞務調整係數	1.000-00000 0.0 0

– 16 –

宮城県

單僱使用年月	2025. 06
步掛適用年月	2025. 06
勞務調整係數	1. 000-00000 0. 0 0

- 17 -

3 次単価表

單價使用年月	2025.06
步掛適用年月	2025.06
勞務調整係數	1.000-00000 0.0 0

- 18 -

宮城県

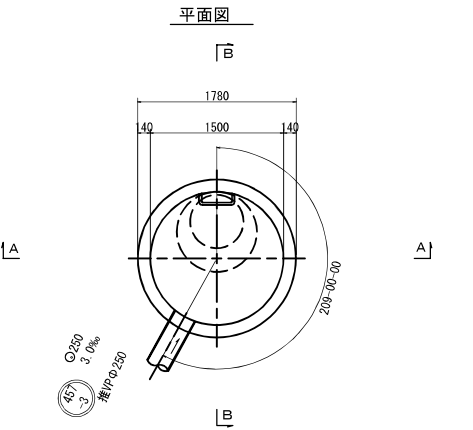
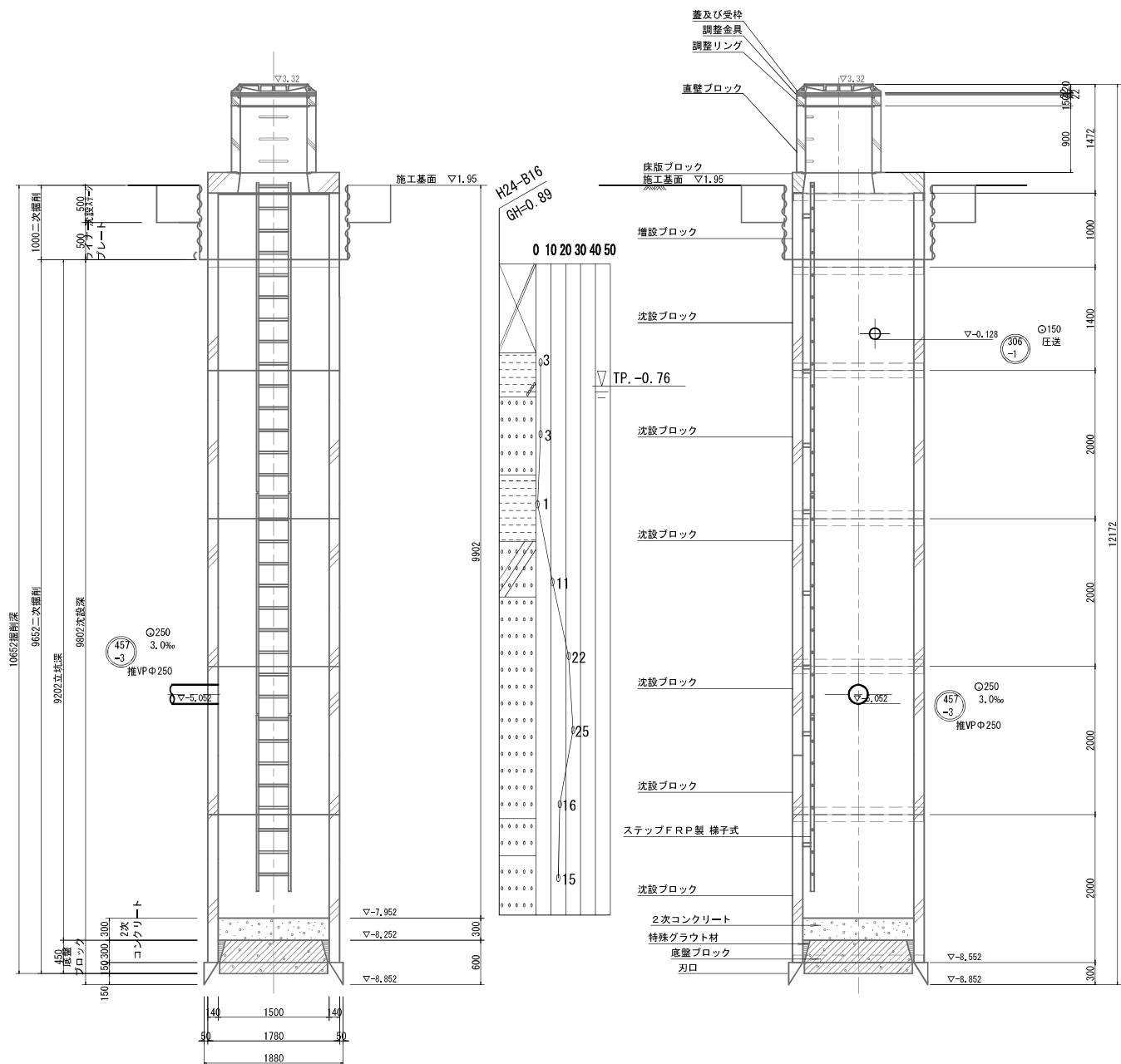
3次単価表

単価使用年月	2025. 06
歩掛適用年月	2025. 06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

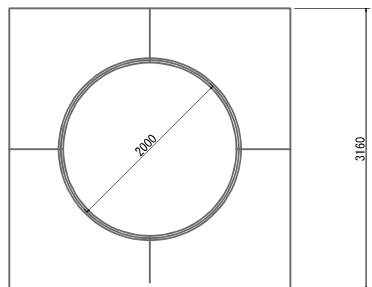
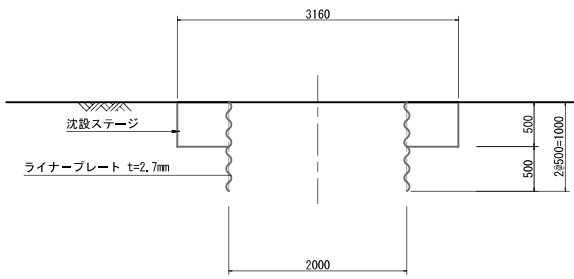
単 14号	油脂類交換、運転確認		単位	式	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
設備機械工								
			人					
普通作業員								
			人					
合計								

No. 306-1 マンホールポンプ沈設立坑構造図

S=1 : 30



土留掘削・ライナープレート仮設図



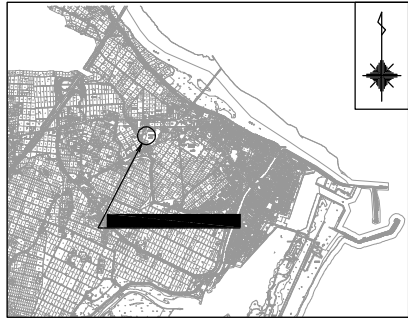
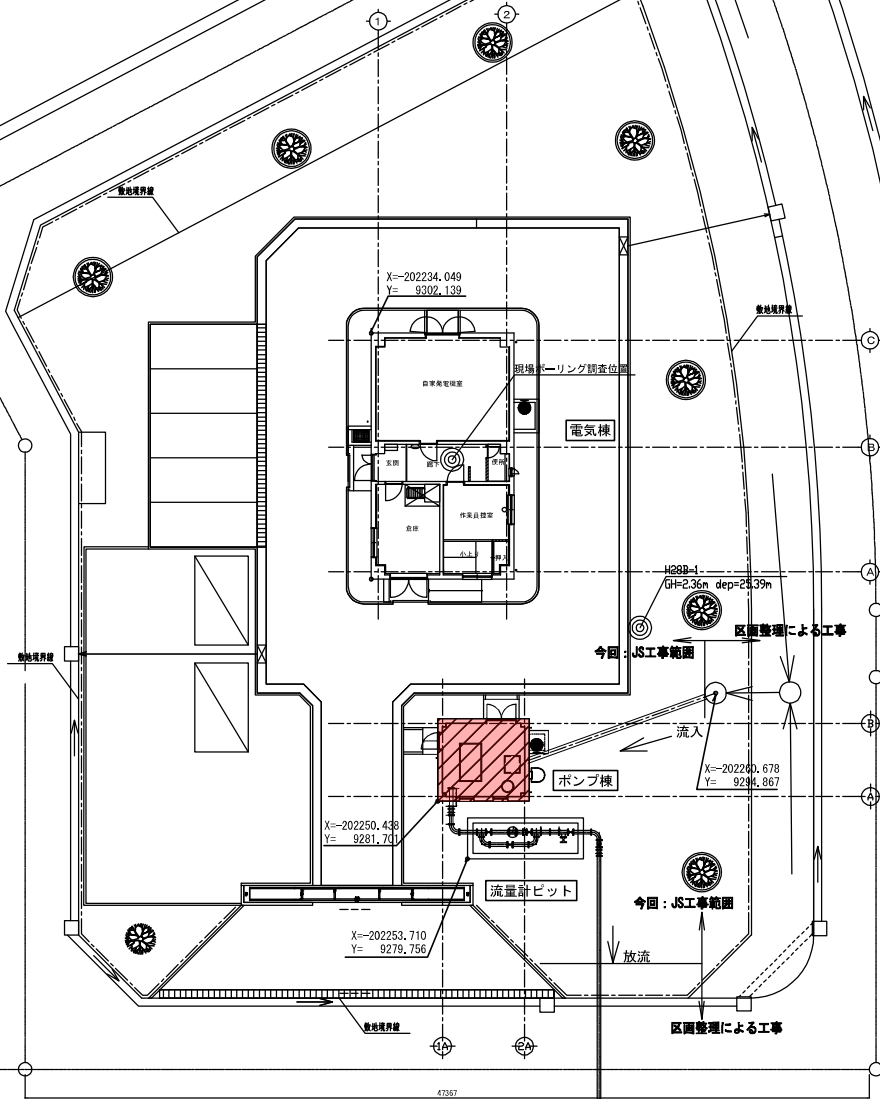
出来形図

事業名	名取市岡上地区 被災市街地復興土地区画整理事業
施工地名	宮城県 名取市 岡上地区
工事名称	名取市岡上東地区被災市街地復興土地区画整理事業 平成29年度 設計・施工一括型工事
図面名	No.306-1 マンホールポンプ沈設立坑構造図
縮尺	1:20(1/20)
位置	図面位置
設計者	名取市 図番
名取市	図番

閑上東ポンプ場

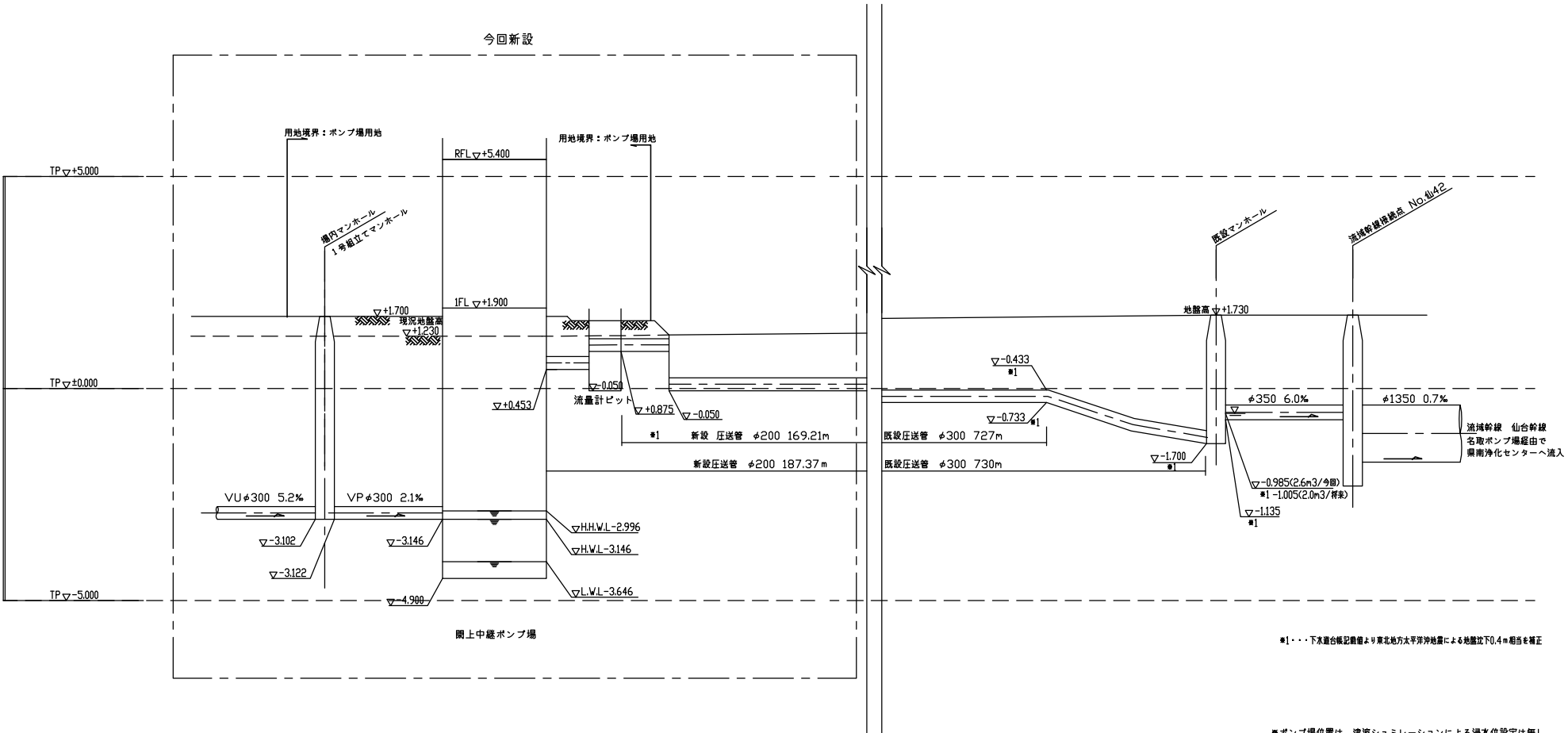
一般平面図
S=1/150

ポンプ機方式			
分設式 野立ポンプ機			
計画排水量 (日最大)			
全体計画	日平均	日最大	時最大
	1,476 m ³ /B	1,623 m ³ /B	2,785 m ³ /B



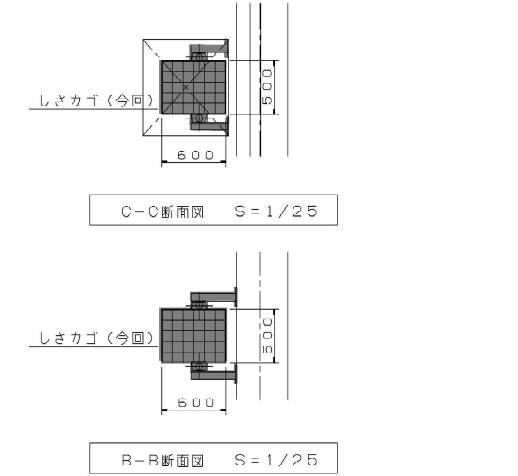
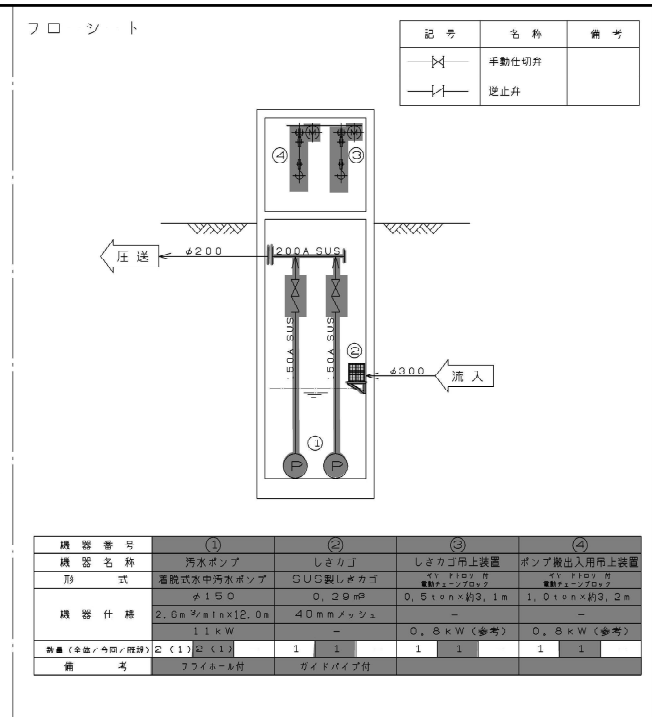
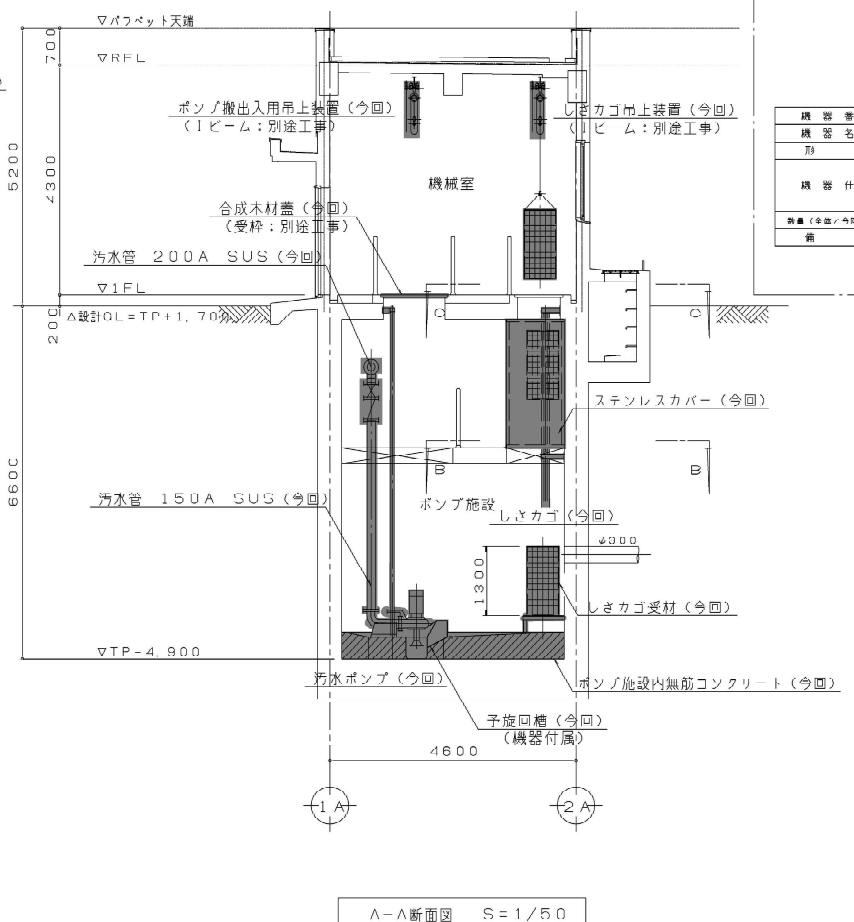
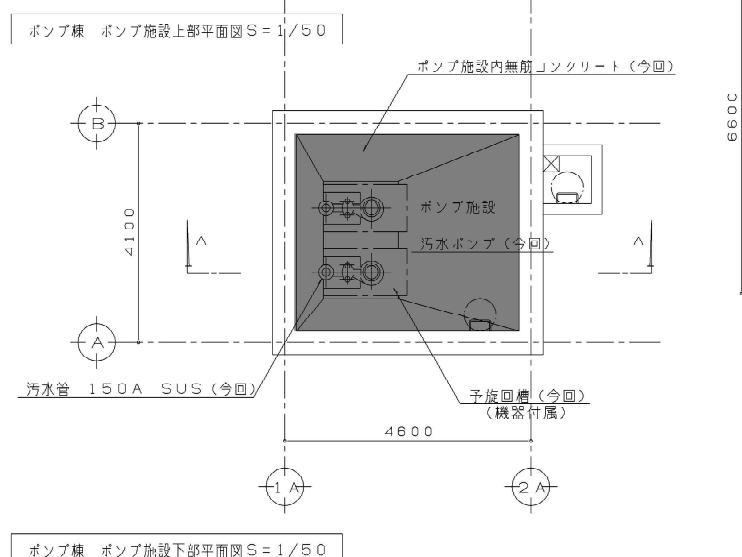
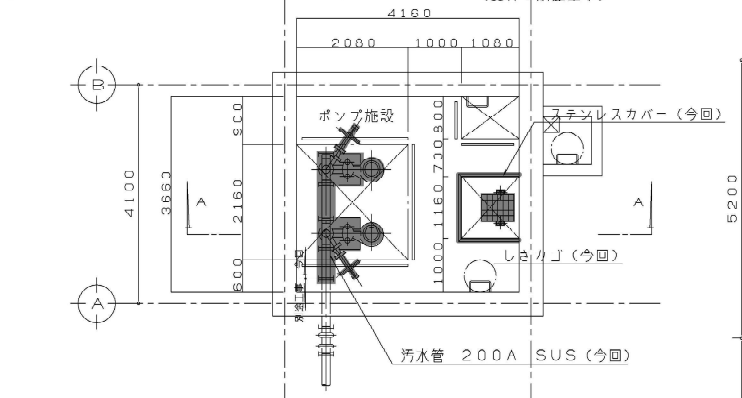
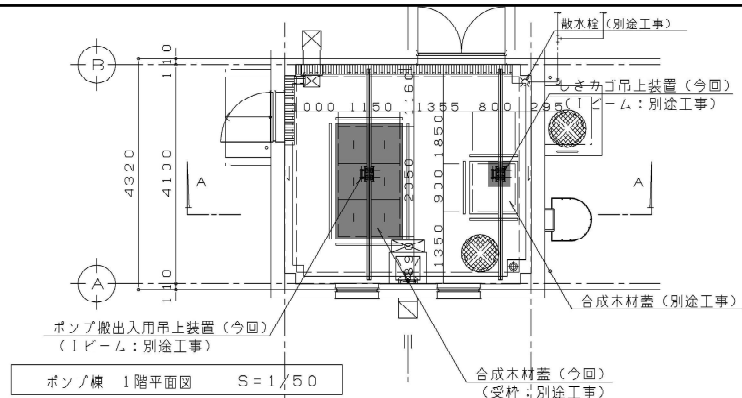
案内図

発注工事名称	名取市閑上ポンプ場建設工事	図面番号	1/3
施設名	名取市閑上中継ポンプ場		
図面名称	一般平面図	縮尺	S=1:150
検収年月	平成 29 年 3 月	図面種別コード	Z101
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-01-2135-J01
受託業者	株式会社 NJS	図面番号	M-1



関上中継ポンプ場(2/3)

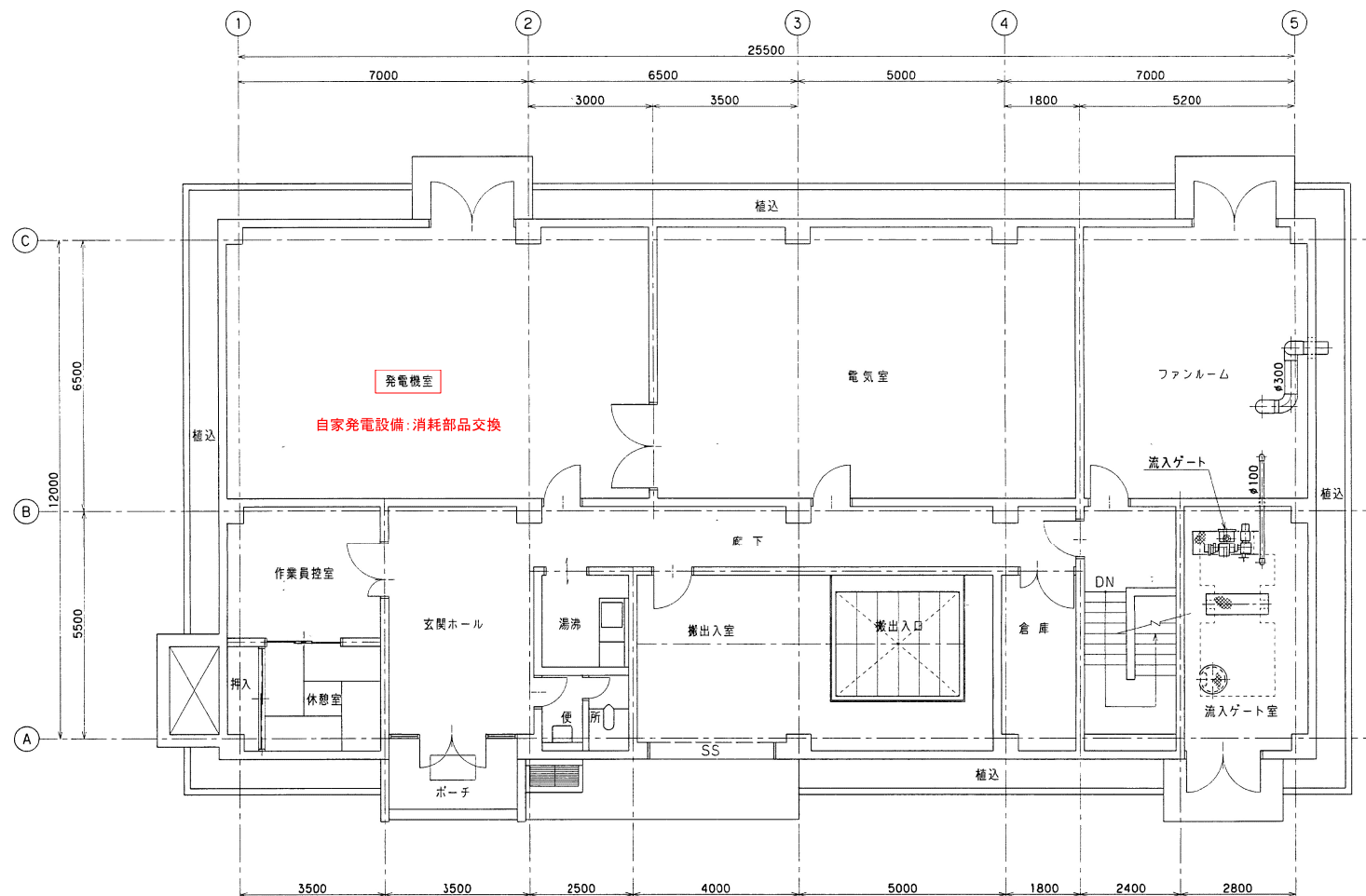
発注工事名称	名取市関上ポンプ場建設工事		図面番号
			2/3
施設名	名取市関上中継ポンプ場		
図面名称	水位関係図	縮尺	V=1:50 H=NON
検収年月	平成 29 年 3 月	図面種別コード	Z102
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-01-2135-01
受託業者	株式会社 NJS	図面番号	M-2



■ 着色部は今回工事範囲を示す。

発注工事名	名取市関上ポンプ場建設工事	図面番号	3/3
施設名	名取市関上中継ポンプ場		
図面名称	フロシート・平面断面図 (移設)	縮尺	S=1:50
検収年月	平成29年3月	図面種別コード	Z502.503.504
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-01-2135-J01
受託業者	株式会社 NJS	図面番号	M-3

関上中継ポンプ場 (3/3)



1 階 平 面 図 1:60

堀内中継ポンプ場